

(公印省略)
令和6年4月13日

関係各所属長 様

群馬県柔道連盟
会長 鳥居吉二

令和6年度群馬県小学生4.5.6年生対象強化選手選考会・強化選手対象「魅力ある技を身につけよう」講習会

1 日 時 令和6年5月18日(土) 8時10分 開館 8時45分 審判・監督会議(第4会議室)
9時15分 柔道着コントロール 9時20分 開会式
9時40分 試合開始 表彰式なし 大会終了後講習等17時清掃終了予定

2 場 所 ALSOKぐんま武道館 第1道場

3 主 催 群馬県柔道連盟強化部

4 実施種別

- (1) 小学6年生男子2階級(軽量級・重量級) (2) 小学6年生女子2階級(軽量級・重量級)
(3) 小学5年生男子2階級(軽量級・重量級) (4) 小学5年生女子2階級(軽量級・重量級)
(5) 小学4年生男子2階級(軽量級・重量級) (6) 小学4年生女子2階級(軽量級・重量級)

※各自の申込体重により各階級がおおよそ同じ出場人数になるように調整する。申込体重は、不正することなく申請すること。

5 参加資格

- (1) 群馬県柔道連盟を通し、全日本柔道連盟に団体登録をした団体に所属、競技者登録をした者及び登録申請中の者。
(2) 選手の年齢区分は、2012年4月2日以降に生まれた小学6年生、2013年4月2日以降に生まれた小学5年生、2014年4月2日以降に生まれた小学4年生に在籍している者。
(3) 所属長は健康に十分な配慮を行い、保護者の承諾を得ていること。
(4) 関東ブロック小学生柔道強化合宿に参加できる者。(5年生と6年生の男子の上位4名、女子上位2名で7月26日～28日に埼玉県立武道館にて)
(5) 全日本小学生育成プロジェクトに参加できる者(6年生男女の各階級優勝者4名で8月25日に横浜武道館にて)

6 審判規程

- (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規程及び「国内における少年大会特別規程」を適用する。
(2) 試合時間は3分間とし、原則としてトーナメント戦とする。
(3) 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」「判定」とする。
「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、又は同等の場合「指導」差が1以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。スコアが同等であれば旗判定で勝敗を決定する。(延長戦は行わず「指導」数によって勝敗が決する例=0対2、0対1)
(4) 男女ともに敗者復活戦を実施する。方式については出場人数に応じ、ダブルレペチャージあるいはシングルレペチャージ方式を採用する。ダブルレペチャージ方式は、ベスト16を対象にベスト4に敗れた者、シングルレペチャージ方式はベスト8を対象に決勝進出者に敗れた者に出場権がある。よって、敗退しても上記対象となる選手は試合観戦をして確認すること。男女ともに3位、4位決定戦まで実施する。
(5) 試合が連続する場合、休息は次の試合まで試合時間分の3分間を取ることを申し合わせとする。

7 表 彰 表彰式は行わない。

8 組 合 せ 令和6年5月12日(日)に県柔道連盟強化部員で行う。

9 参加申込・問い合わせ

- (1) 期 日 令和6年5月3日(金)16時までには必着すること。
(2) 様 式 県柔道連盟HP「大会・講習会」→「令和6年度」参加申込用紙(Excelファイル)を使用する。
(3) 申込先 出場選手は申込用紙に必要事項を記入の上、手書きではなくデータ入力したものを下記Eメールアドレスに添付して申し込む。参加申込のトラブルを防ぐために送信後24時間以内に返信メール「受け付けました」が来ない場合は問い合わせをすること。

Eメールアドレス gunmajudo@gmail.com 問い合わせ先 090-3098-6302(黒田携帯)

10 参加料 受付時に選手1名 1,000円を第1道場入口で納入する。

11 柔道衣コントロール等 ※所属長は以下の2点の普段よりご指導をお願いします。

- (1) 開会式前に柔道衣コントロールをする。特に袖や裾の柔道着の折り返しなどに注意すること。
- (2) 柔道衣コントロール時に併せて髪の確認をする。襟にかからないようにまとめること。

12 ゼッケンについて

ゼッケンは各自で下記要領にて必ず縫い付けること。

- (1) ゼッケンのサイズは、概ね横30cm～35cm、縦25cm～30cmとする。
- (2) 縫い付け位置は後襟から約5cm～10cm下部とし、対角線にも縫い付けること。
- (3) ゼッケンの表記は上部2/3に苗字、下部1/3に所属名を記載すること。

13 その他

- (1) 各学年、各階級で男子は上位8名、女子は上位2名を群馬県小学生強化選手とする。試合終了後、ワッペンを本部(黒田)まで取りに来る。
- (2) 主催者は、選考会中の不慮の負傷・疾病について応急処置を施すとともに傷害保険の範囲内の責任を負うものとする。
- (3) 万が一の事故の発生に備え、参加選手独自で傷害保険等に加入して万全の事故対策を立てておくこと。
- (4) 脳振盪対応について、選手および指導者は下記事項を遵守すること。
 - (a) 大会前1ヶ月以内に脳振盪を受傷した者は脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
 - (b) 大会中、脳振盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急、脳神経外科の専門医の精査を受けること。
 - (c) 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
 - (d) 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
- (5) 皮膚真菌症(トングランス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。